

平成 28 年 4 月 5 日

投 資 家 各 位

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

「NZAM キャッシュ・アルファ・ファンド」の繰上償還について（お知らせ）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

毎々格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「NZAM キャッシュ・アルファ・ファンド」につきましては、設定来、わが国の短期公社債、コマーシャル・ペーパー、コール・ローンおよび現先取引等の短期金融商品に投資し、安全性と収益性の両立に配慮した運用を行ってまいりましたが、昨今の急激な金利低下を受け、ファンドの商品性を維持していくことが著しく困難な状況となっております。

こうした状況をふまえ、弊社といたしましては、ファンド運用を停止し、下記のとおり、繰上償還を行うことが投資家の皆様の利益に資すると判断し、投資信託約款第 45 条「信託契約の解約」の条項に基づき、平成 28 年 4 月 28 日付にて信託終了とさせていただきます、お知らせ申し上げます。

投資家の皆様におかれましては、事情ご賢察のうえ、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還日（投資信託契約の解約日）

平成 28 年 4 月 28 日

なお、換金申込みにつきましては、平成 28 年 4 月 22 日約定分まで受付けを行います。

（受付期限以降は、すべて繰上償還のお取扱いとなります）

2. 繰上償還の実施にかかる準拠法令

当ファンドにつきましては、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 2 条の規定に従い、同法第 25 条による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「旧投信法」といいます。）が適用されます。本件における繰上償還手続きは、旧投信法第 32 条および関係政令・内閣府令に基づき実施されます。

3. 異議申述および受益権買取請求にかかる対応

弊社では、繰上償還事由として、ファンドの商品性に即した運用が著しく困難な状況に陥っており、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じたものと認識しており、すみやかに繰上償還を行う必要から、償還日までに1か月以上の異議申述期間を確保することが困難であると考えております。

このため、繰上償還の実施にあたっては、旧投信法第32条第3項ただし書、および投資信託約款第45条第6項を根拠として、異議申述および受益権買取請求の受け付けを行いません。

以上

(参考) 異議申述および受益権買取請求の受け付けを行わないこととする根拠法令等

旧投資信託及び投資法人に関する法律第32条第3項

第三十条第二項から第五項まで及び第七項並びに第三十条の二の規定は、第一項の場合について準用する。ただし、第四十二条第一項第一号ロの規定による内閣総理大臣の命令に従って解約する場合その他内閣府令で定める場合には、第三十条第二項から第五項まで及び第三十条の二の規定は、準用しない。

旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第51条

法第三十二条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 投資信託契約の解約をしようとする投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、法第三十条第二項に規定する期間が一月を下らないこととすることが困難な場合
- 二 一定の条件を満たした場合には投資信託契約の解約を行う旨があらかじめ投資信託約款に定められている場合であって、当該一定の条件を満たして行われる投資信託契約の解約である場合

投資信託約款第45条第6項

第3項から第5項までの規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。